

### 火薬類の製造施設・製造方法の変更許可

#### 根拠条文

##### 火薬類取締法第10条第1項

製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは経済産業大臣の許可を受けなければならない。

##### 同法施行令第16条第1項第1号（都道府県が処理する事務）

次に掲げる主務大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

- 一 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第10条第1項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務（抜粋）

#### 審査基準

(法律上の規定による基準)

##### 同法第10条第3項

第7条の規定は、第1項の許可に準用する。

##### 同法第7条（抜粋）

経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条の許可の申請があった場合には、その申請を審査し、第3条の許可の申請については次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

##### 経済産業省令 同法施行規則第4条

法第7条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造所内の見易い場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げること。以下省略

- 二 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

##### 経済産業省令 同法施行規則第5条

法第7条第2号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 煙火は、あらかじめ、構造及び組成並びに1日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、かつ当該最大数量以下で製造すること。以下省略

- 三 製造販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

- 四 その他製造販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

| 標準処理期間 | 標準処理期間の内訳 |  |    |       | 備考 |
|--------|-----------|--|----|-------|----|
|        | 受付        |  | 処理 |       |    |
| 10日    | 機関        |  | 機関 | 消防チーム |    |
|        | 期間        |  | 期間 | 10日   |    |